

サンメンバーズ FLEX CLUB、サンメンバーズフレックス法人倶楽部
サンメンバーズ FLEX CLUB G、サンメンバーズ FLEX CLUB G 那須白河

2020年4月1日に施行された改正民法第548条の4第1項に基づく定型約款の変更として、サンメンバーズ FLEX CLUB、サンメンバーズフレックス法人倶楽部、サンメンバーズ FLEX CLUB G、サンメンバーズ FLEX CLUB G 那須白河の会員権契約書(以下、「各サンメンバーズ FLEX 契約書」といいます。)内の各対象契約の末尾に、以下の特則を追記いたします。

各サンメンバーズ FLEX 契約書におきまして、下記の特則が規定する内容にかかる条項につきましては、特則が優先して適用され、特則が規定していない内容にかかる条項につきましては、当該条項が従前のおり適用されます。

なお、本文中、甲は買主、乙は売主（リゾートトラスト株式会社）を指します。

特則

<施設利用契約>

【名称】

第1条

1. 「サンメンバーズ FLEX CLUB 施設利用契約」を「サンメンバーズ FLEX CLUB 施設利用契約約款」に改める。
2. 「サンメンバーズ FLEX CLUB G 施設利用契約」を「サンメンバーズ FLEX CLUB G 施設利用契約約款」に改める。
3. 「サンメンバーズ FLEX CLUB G 那須白河 施設利用契約」を「サンメンバーズ FLEX CLUB G 那須白河 施設利用契約約款」に改める。
4. 「サンメンバーズ フレックス法人倶楽部 施設利用契約」を「サンメンバーズ フレックス法人倶楽部 施設利用契約約款」に改める。

【資格条件】

第2条

1. 本クラブの会員の資格条件は次のとおりとし、乙の資格審査の承諾を要するものとする。
 - ① 本契約の趣旨に賛同し、本クラブの会員として相応しい品格（紳士淑女）と社会的信用があること
 - ② 本クラブの会員の資格審査に必要な書類を提出すること
 - ③ 所定の入会費（入会金、償却保証金）および運営管理費等を支払うこと
 - ④ 以下の各号に該当しないこと

[個人の場合]

- a 未成年者
- b 暴力団もしくは反社会的団体の構成員またはその関係者である者、またはあった者
- c 刺青または刺青と誤解を受けるもの等をしている者
- d 刑法上の罪名またはその他の法律の刑罰法規により禁固以上の刑を含む罪名で起訴された者、またはその嫌疑を受け社会的信用を失った者
- e その他乙が会員として不適当と判断した者

[法人の場合]

- a 暴力団もしくは反社会的団体の構成員またはその関係者である者、またはあった者が経営もしくは関与する法人
- b 暴力団もしくは反社会的団体の構成員またはその関係者である者、またはあった者が役員をしている法人
- c 刺青または刺青と誤解を受けるもの等をしている者が役員をしている法人
- d 刑法上の罪名またはその他の法律の刑罰法規により起訴された法人、またはその嫌疑を受け社会的信用を失った法人
- e 刑法上の罪名またはその他の法律の刑罰法規により起訴された者が役員をしている法人、またはその嫌疑を受け社会的信用を失った者が役員をしている法人
- f その他乙が会員として不適当と判断した法人

2. 資格審査の適否の理由は明示しないものとする。
3. 資格審査結果についての異議申立をすることはできないものとする。
4. 資格審査不承諾により購入を拒否された場合、契約ははじめからなかったものとする。
5. 甲は、甲がサンメンバーズ FLEX CLUB G の会員であるときは、グランディ軽井沢ゴルフクラブ正会員の資格を失った場合、甲がサンメンバーズ FLEX CLUB G 那須白河の会員であるときは、グランディ那須白河ゴルフクラブ正会員の資格を失った場合、本クラブの会員資格を失うものとする。
6. 会員の資格は、共有することができないものとする。
7. 甲は入会時のみならず入会後も本契約が継続する間、第 1 項の資格条件を満たすことを要するものとする。

【利用方法】

第 3 条

利用施設の利用の範囲および方法は、別紙に定める利用規程等による。

【利用制限】

第 4 条

1. 乙は、甲、甲の同伴者または甲の指名した利用者等が以下の各号に該当する場合、甲、甲の同伴者および甲の指名した利用者の施設利用を拒否することができ、また、会員資格の停止または喪失させることができるものとする。
 - ① 運営管理費および利用料金等の支払いを滞納し、期限を定めた催告にも応じないとき
 - ② 乙が本契約約款により甲の償却保証金を減額し、甲がその減額分を充足していないとき
 - ③ 提携ローンの支払において乙が甲に代わり弁済をしたとき
 - ④ 甲が乙に支払いとして交付した手形ないし小切手が不渡りとなったとき
 - ⑤ 本契約約款、後掲本クラブ会則、別紙利用規程、R T C C サービス約款または各利用施設で定める宿泊約款等に違反しているとき、もしくは違反するおそれがあるとき
 - ⑥ 営利をはかる目的をもって、自ら利用しまたは第三者に利用させたことが判明したとき
 - ⑦ 契約書、その他必要書類に不実の記載があったとき
 - ⑧ 利用施設または利用施設以外の施設、設備、備品を故意に破損したとき
 - ⑨ 本契約約款に定める資格がないことが、契約日以降に判明したとき、または契約日以降に本契約約款に定める資格を欠くことになったとき
 - ⑩ 刑法上の罪名またはその他の法律の刑罰法規により禁固以上の刑を含む罪名で起訴されたとき、またはその嫌疑を受け社会的信用を失ったとき
 - ⑪ 暴力団もしくは反社会的団体の構成員またはその関係者であるとき、またはあったとき
 - ⑫ 暴力団もしくは反社会的団体の構成員またはその関係者である者、またはあった者を利用者として紹介したとき
 - ⑬ 甲、甲の同伴者または甲の指名した利用者が、施設利用に関して、粗野または乱暴な行為や言葉づかい、その他乙を含む他人に迷惑を及ぼす行為等を行った

とき

⑭ その他資格停止、資格喪失の処分を相当とする行為があったとき

2. 前項の資格停止ないし資格喪失の処分があった場合、乙は、本契約を解除することができる。前項第9号ないし第13号による処分の場合、乙は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができるものとする。

【契約の解除】

第5条

1. 甲または乙は、その相手方が本契約約款、後掲本クラブ会則、別紙利用規程、R T C Cサービス約款、その他付随文書に違反した場合には、各々その違反したる相手方に、期間を定めて書面により、その是正ないし、契約の履行を催告し、なおこれが守られないときは、本契約を解除することができる。ただし、本特則第2条第1項第4号の会員資格欠格事由または後掲会則第14条の本クラブの除名事由が甲に存することが明らかとなった場合、乙は、催告することなくして本契約を解除することができるものとする。
2. 甲は、本人の死亡または後見開始の審判、保佐開始の審判等があったとき、もしくは、破産、民事再生、会社更生決定等があったときには、本契約を解除することができる。
3. 甲は、契約期間満了前においても契約日から5年を経過した後は、所定の書面による届出により本契約を解除し、本クラブを退会できる。
4. 甲、甲の同伴者または甲の指名した利用者が、暴力団その他の反社会的団体に所属していることが判明した場合、もしくは、過去に暴力団その他の反社会的団体に所属していたことが判明した場合、乙は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができるものとする。この場合、乙は解除により生じる損害について、一切の責任を負わない。
5. 甲、甲の同伴者または利用者が、利用施設を自己の営利をはかる目的をもって、自ら利用または第三者に利用させたことが判明した場合には、乙は、本契約を解除することができるものとする。
6. 乙は、甲につき、死亡または後見開始の審判、保佐開始の審判等の申立があったときは、本契約を解除することができる。
7. 甲に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何等催告を要せず即時に本契約は解除されるものとする。
 - ① 甲がサンメンバーズ FLEX CLUB G の会員であるときは、グランディ軽井沢ゴルフクラブ正会員の資格を失った場合
 - ② 甲がサンメンバーズ FLEX CLUB G 那須白河の会員であるときは、グランディ那須白河ゴルフクラブ正会員の資格を失った場合
 - ③ 甲が破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立を行った場合
 - ④ 本契約約款による償却保証金の減額で甲の償却保証金残存額がなくなった場合
 - ⑤ 本契約約款に定める運営管理費につき甲の滞納額合計が5年分を超えたとき

8. 甲乙は、甲より、海外移住、海外移転、高度の疾病等、社会通念上利用することが困難になった等の理由で本契約解除の申し出があった場合には、双方協議のうえ本契約を解除することができる。

【遅延損害金】

第6条

甲は、本契約上の債務を弁済期に支払わなかったときは、乙に対し、不履行の日の翌日から年6%の割合による遅延損害金を支払わなければならない。

【利用規程等の改正】

第7条

1. 乙は、法令の規定に従い、本契約約款、施設一覧表及び付帯施設利用料金表、宿泊約款、別紙利用規程、その他これらの書面内で言及のある規程等を改正することができるものとする。この場合には、乙は、乙もしくは乙関連会社のウェブサイトまたは会報誌への掲載または郵送もしくはEメールによる通知その他相当の方法によりあらかじめ周知するものとする。
2. 前項にかかわらず、本契約約款、施設一覧表及び付帯施設利用料金表、宿泊約款、別紙利用規程、その他これらの書面内で言及のある規程等に改定手続きの定めがあれば、それに従う。

以上

<お問い合わせ先>

RIC（リゾートトラストインフォメーションセンター）

電話番号：0120-500-705

受付時間：9：00～17：00（休業日／土・日・祝日、弊社が定める休日）